

## 著作権について

### 1. 本年度の千秋祭における著作権の扱いについて

- ・物品または食品販売団体は他者の著作物（以下著作物と表記する）の使用を禁ずる
- ・パンフレットや SNS など校外への発信において、タイトル・イラストなどで著作物が含まれるものの使用を禁ずる
- ・校外への発信で著作物を使用する場合は著作者に許諾をとった上で使用すること

### 2. 著作権許諾に関して

- ・著作権の許諾をとる際は文実執行部の専用 Forms にて申請をすること
- ・申請後、各参加団体は執行部内での協議内容に沿って許諾をとること
- ・必要に応じて執行部が対象参加団体を交えた話し合いの場を設けることがある
- ・許諾をとる際に金銭が必要になった場合、執行部の協議の上で補助金を負担できる場合がある

### ※昨年度からの変更点

- ・物品または食品販売団体、パンフレットでの著作物使用の制限  
→昨年度の千秋祭で販売団体およびパンフレットによる著作物使用に関して問題となったことから
- ・許諾をとる際に必ず執行部への申請を必要とする  
→各参加団体の企画を考慮し、1度執行部が集約することによって円滑かつ適切な著作者との連絡・調整を行う